

慶弔料等規程（内規）

第1条（目的）

この規程は、職員の災害及び慶弔等、見舞金に関する事項を定める。職員とは、社員、嘱託、特別社員、特別嘱託、特別嘱託Bをいう。役員についてはこの規程を準用する。

第2条（慶弔の種類）

- (A) 結婚祝金
- (B) 出産祝金
- (C) 住宅購入祝金
- (D) 弔慰金
- (E) 災害見舞金
- (F) 傷病見舞金
- (G) 孫誕生祝金
- (H) 誕生日祝金

第3条（届け出）

- (1) 慶弔等見舞金を受ける事実が発生した場合は、その旨を届出なければならない。
- (2) 前項について必要と認めるときは、証明等の提出を求めることがある。

第4条（支給）

前条の届出があったときは、事実の確認後支給する。

第5条（勤続年数の算定）

この規程における勤続年数の算定は、見舞金等を受ける事実の発生日、現在によるものとする。

(A)（結婚祝金）

職員が結婚した場合	¥ 20,000円
職員の子が結婚した場合	¥ 10,000円

(B)（出産祝金）

職員又は配偶者が出産した場合	¥ 10,000円
----------------	-----------

(C)（住宅購入祝金）

職員が家屋を新築又は住宅を購入した場合	¥ 30,000円
---------------------	-----------

(D)（弔慰金）

- (1) 職員が死亡した場合、会社が適当と認める遺族に対して、次の区分により弔慰金を支給する。※役員及び管理監督者を除く職員

勤続年数	課長、課長代理	その他の者
3年以下	200千円	100千円
3年超～5年以下	300 〃	200 〃
5年超	400 〃	300 〃

(2) 職員の配偶者（※内縁関係を含む）、実、（養）父母、又は子女が死亡したときは、次の区分により弔慰金を支給する。

配偶者 50,000円

実（養）父母、又は子女・孫 30,000円

本人死亡、又は職員が喪主、又は主祭祀する場合は、会社の地位及び勤続年数、その他を考慮し柩か枕花（盛花）のお供えをすることが出来る。

※内縁関係の確認書類の提出を命じることがある。

(E) (災害見舞金)

職員の居宅が、震火災、風水害その他不測の災害をこうむり損害を受けた場合は、次により見舞金を支給する。

	所帯主・同に準ずる者	非所帯主
全焼・全壊またはこれと同等のもの	200,000円	50,000円
半焼・半壊またはこれと同等のもの	100,000円	25,000円
	50,000円 上記金額を基準にその都度 査定の上決定する	10,000円 上記金額を基準にその都度 査定の上決定する

(F) (傷病見舞金)

職員が傷病のために入院を含む休養をするときは、次の区分により傷病見舞金を支給する。

区	分	金額
業務上の傷病	休養期間歴日7日以上	10,000円
業務外の傷病	休養期間歴日7日以上	5,000円

長期に及ぶ場合は、その都度別途検討、決定する。

(G) (孫誕生祝金)

職員に孫が誕生した場合 5,000円

(H) (誕生日祝金)

職員の誕生月にカタログギフト（5,000円相当額）を贈呈

(実施日)

この規定は、平成9年5月1日より改訂施行する。

(1) この規程は令和4年10月1日より改定する。

(2) この規程は令和5年8月1日より改定する。

(3) この規程は2025年4月1日より改定する。